

石綿使用建築物の解体等に係る行政立ち入り検査 環境省



環境省は、平成 17 年度における大気汚染防止法の施行状況等を把握し、大気汚染防止行政の基礎資料とするために、法の施行状況調査を行いました。その中でも、特定粉じん排出作業にあたる石綿使用建築物の解体・改修等工事の作業届出件数が平成 16 年は 1,639 件だったものが、平成 17 年には 10,040 件となり、前年度に比べ約 6 倍に増加しました。また、平成 17 年度に都道府県が立ち入り検査を行った工場・事業場数は 27,419 件であり、特定粉じん排出等作業に関わるものが 7,045 件となっています。その内、勧告その他の行政指導を受けた施設数は 83 件であり、前年度の 17 件から約 5 倍に増加しました。

大気・建材等のアスベスト分析、当社にて承ります。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2007 年 3 月 26 日付 循環経済新聞
2007 年 3 月 15 日付 環境省報道発表資料

環境分析箇所 貝森繁基